

静岡県告示第148号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項及び第6項の規定に基づき知事が定める令和5年度における数は、次の表の左欄に掲げる係数等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数とする。

令和5年3月14日

静岡県知事 川勝平太

係数等	数
算定政令第9条第3項の医療費指数反映係数	1
算定政令第9条第5項の一般納付金所得係数	1.1101625968724
算定政令第9条第8項の一般納付金基礎額調整係数	1.0615931813386
算定政令第9条第9項の一般納付金被保険者均等割指数	0.7
算定政令第10条第3項の後期高齢者支援金等納付金所得係数	1.1024251271751
算定政令第10条第6項の後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.999999993735
算定政令第10条第7項の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
算定政令第11条第3項の介護納付金納付金所得係数	1.1282581611130
算定政令第11条第6項の介護納付金納付金基礎額調整係数	0.999999978750